



# 佐賀県公報

平成 21 年  
1 月 9 日  
(金曜日)  
第 13116 号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

## 目次

### 告示

家畜伝染病予防法に基づく報告の徴求の一部改正

(二・畜産課) 一

### 公告

都市計画の決定に伴う関係図書の写しの縦覧

(まちづくり推進課) 一

〃 (〃) 一

### 選挙管理委員会事項

地方自治法に基づく選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法に基づく県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

(普示・一) 二  
(〃・二) 二

## ○ 告示

### ◎佐賀県告示第二号

家畜伝染病予防法に基づく報告の徴求(平成十七年佐賀県告示第五百三十九号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年一月九日

佐賀県知事 古 川 康

二を次のように改める。

二 報告すべき者の範囲

飼養羽数が百羽以上(だちょうについては十羽以上)の鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の農場の所有者

## ○ 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成20年1月9日

佐賀県知事 古 川 康

### 1 都市計画の種類及び名称

- (1) 布田都市計画道路 3・6・9号 青磁泉山線
- (2) 布田都市計画道路 7・6・2号 大谷口線
- (3) 布田都市計画道路 7・6・3号 南川良原三領石線

### 2 縦覧場所

佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成20年1月9日

佐賀県知事 古 川 康

### 1 都市計画の種類及び名称

有田都市計画道路 3・6・10号 中樽岩越線

### 2 縦覧場所

佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課

○ 選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第八十条第一項に規定する県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、それぞれ次のとおりである。

平成二十一年一月九日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一三、八二八人

二 選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 一八一、八九九人

三 県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

選挙区名 三分の一の数

佐賀市 五三、八六三人

唐津市・東松浦郡 三七、一二一人

鳥栖市 一七、四六〇人

多久市 六、一一一人

伊万里市 一五、六〇二人

武雄市 一三、七九一人

鹿島市・藤津郡 一一、三二八人

●佐賀県選挙管理委員会告示第二号

選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十一年一月九日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 日時 平成二十一年一月十五日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

(一) 市町選挙の結果について

(二) その他

小城市 一二、一八四人

嬉野市 七、八六四人

神崎市・神埼郡 一三、二四五人

佐賀郡 九、三六〇人

三養基郡 一四、六九五八

西松浦郡 五、八七〇人

杵島郡 一一、九七三人

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十一年一月九日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日  
印刷社 (株)佐賀印刷社